

外国法事務弁護士職務上の氏名に関する規則

(平成二十一年二月十九日規則第三百二十九号)

改正 平成二十二年 九月一八日

同 二四年 六月一五日

(目的)

第一条 この規則は、外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程(以下「規程」という。)(第五条に基づき、職務上の氏名に関する事項を定めることを目的とする。

(職務上の氏名の届出)

第二条 外国法事務弁護士は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本会に届け出ることにより、当該各号に規定する氏名を、職務上の氏名として、外国法事務弁護士の職務を行うにあたり使用することができる。

一 戸籍上の氏名(外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又は旅券上の氏名をいう。第三号及び第四号を除き、以下同じ。)に変更があった場合 変更前の氏名

二 外国籍の者で外国人住民に係る住民票に通称名が記載されている場合 当該通称名

- 1 -

三 戸籍上の氏名に用いられる漢字を常用漢字に置き換える場合 当該常用漢字に置き換えられた氏名

四 日本国籍の取得により、外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名と戸籍上の氏名が異なる場合 当該外国人住民に係る住民票に記載されていた氏名

(職務上の氏名の許可)

第三条 外国法事務弁護士は、前条に規定する場合のほか、戸籍上の氏名以外の氏名を使用する必要性及び合理性のある場合であつて、本会の許可を得たときは、当該必要性及び合理性のある氏名を職務上の氏名として、外国法事務弁護士の職務を行うにあたり使用することができる。

(提出資料)

第四条 第二条の届出の際に提出する資料は、次に掲げるとおりとする。

一 第二条第一号の場合 戸籍上の氏名に変更があつたことを示す戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書(以下「戸籍謄本等」という。)、外国人住民に係る住民票又は旅券の写し

二 第二条第二号の場合 通称名の記載のある外国人住民に係る住民票の写し

- 2 -

三 第二条第三号の場合 戸籍謄本等

四 第二条第四号の場合 戸籍謄本等及び修正前の氏名が記載された外国人住民に係る住民票の写し

2 前条の許可を申請する際には、戸籍上の氏名以外の氏名を使用する必要性及び合理性のあることが客観的に明らかとなる資料を提出しなければならない。

(許可及び不許可の通知)

第五条 本会は、第三条の許可の申請に対し、申請を許可する決定を行った場合には、当該職務上の氏名を登録する旨の外国法事務弁護士名簿の登録事項の変更をするとともに、外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第十七条の規定に従い、その旨を、当該許可の申請を行った外国法事務弁護士及び所属弁護士会に通知する。

2 本会は、第三条の許可の申請に対し、申請を不許可とする決定を行った場合には、その旨を、当該許可の申請を行った外国法事務弁護士及び所属弁護士会に通知する。

#### 附 則

この規則は、外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規程の施行の日から施行する。

(平成二十二年一月十七日理事会決議で平成二二

- 3 -

年一月一日から施行)

附 則(平成二十二年九月十八日改正)

第五条(新設)の改正規定は、平成二十一年九月十八日から施行する。

附 則(平成二十四年六月一五改正)

1 第二条第一号、第二号及び第四号並びに第四条第一項第一号、第二号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

2 廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に基づき交付された外国人登録原票記載事項証明書は、平成二十四年十月八日までの間は、外国人住民に係る住民票の写しとみなす。

- 4 -